令和７年度地域づくりによる介護予防推進支援事業

広島県アドバイザー派遣実施要領

１　目的

　　地域づくりによる介護予防推進支援事業に係る広島県アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、市町における介護予防事業（住民主体の通いの場）に向けた支援を行い、地域における介護予防を推進することを目的とする。

２　実施主体

　　広島県及び広島県地域包括ケア推進センター

３　派遣先

　　市町

４　事業内容

　　アドバイザーは、市町における介護予防事業（住民主体の通いの場）の推進のため、市町に次の事項に係る助言、指導及び援助を行う。

（１）住民主体の通いの場の立ち上げに関すること。

（２）住民主体の通いの場の継続に関すること。

（３）住民主体の通いの場の評価に関すること。

（４）住民主体の通いの場参加者（リーダー）交流会に関すること。

（５）住民主体の通いの場の立ち上げ・拡充のための地域診断及び戦略策定（仕組みづくり）に関すること。

（６）その他、目的達成のために必要な事項に関すること。

５　アドバイザーの派遣

　　市町長は、アドバイザーの派遣を希望する場合、原則として実施１か月前までに派遣申込書(様式第１号)を、県保健所（支所）を通じて広島県健康福祉局健康づくり推進課長（以下「健康づくり推進課長」という。）に提出するものとする。ただし、広島市は、健康づくり推進課長に提出するものとする。

６　派遣の報告

　　市町長は、派遣実施報告書（様式第２号）により、実施後速やかに県保健所（支所）を通じて健康づくり推進課長に提出するものとする。ただし、広島市は、健康づくり推進課長に提出するものとする。

７　経費

　　この事業に要する経費（報償費及び旅費）は、実施主体が負担する。

８　事業実施期間

　　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで